

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る許可証の書き換えについて

1 変更届提出対象者

○水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等で指定される対象物を、現に、取り扱っている。

⇒例 蛍光灯(蛍光管) ⇒ ガラスくず等の産業廃棄物の品目を取得して、現に、収集運搬又は処分を行っている。

2 許可証の書き換えについて

許可証への記載方法は、石綿含有産業廃棄物と同様に行います。

⇒例 「汚泥」 ⇒ 「汚泥(水銀含有ばいじん等を含む)」

「ガラスくず」 ⇒ 「ガラスくず(水銀使用製品産業廃棄物を含む)」等

3 変更届に係る提出書類について

○対象の処理業ごとに必要な書類を確認し、ご提出ください。

○各様式及び記載例は、下記の新潟市役所ホームページから、ダウンロードができます。
新潟市役所 HP トップページ ⇒ くらし・手続き ⇒ ごみ・リサイクル ⇒ 産業廃棄物 ⇒ 廃棄物指導室からのお知らせ ⇒ 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等への対応について

必要書類	様式 ^{※2}	備考	収運 積保 無し	収運 積保 有り	処分
産業廃棄物処理業変更届出書	様式第十一号	—	○	○	○
産業廃棄物処理業許可証の写し	—	—	○	○	○
収集運搬業務の具体的な計画	様式第六号の二第4面	①	○	○	/
収集運搬時に講ずる環境保全措置の概要	様式第六号の二第5面		○	/	/
運搬容器の写真	様式第六号の二第7面	—	○	○	/
※1の積替え保管場所の配置図	—	②	/	○	/
保管場所(保管容器)の写真	市様式第3号	—	/	○	○
保管場所の掲示板の表記例	—	③	/	○	○
取扱う※1ごとの積替え保管計画	様式第六号の二第3面	④	/	○	/
収集運搬及び積替え保管時に講ずる環境保全措置の概要	様式第六号の二第5面	⑤	/	○	/
※1を処理する施設の概要	市様式第9号第2面 市様式第9号第4面	⑥	/	/	○
※1の保管計画	市様式第9号第3面	⑦	/	/	○
※1の処理施設配置図	—	⑧	/	/	○
※1の保管場所配置図	—		/	/	○
※1を保管する際に使用する容器等の写真	—	—	/	/	○
飛散防止又は水銀回収用付帯設備の写真	—	⑨	/	/	○
※1処分後の残さの処分・再生利用方法	市様式第10号	—	/	/	○

※1 水銀使用製品産業廃棄物・水銀含有ばいじん等

※2 平成30年4月1日より、様式変更

＜備考一覧＞

①収集運搬業務の具体的な計画，収集運搬時に講ずる環境保全措置の概要

- 破砕することのないような方法により，かつ，その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して，収集し，又は運搬することの対策を具体的に記載すること。

②水銀使用製品産業廃棄物・水銀含有ばいじん等の積替え保管場所の配置図

- 直近の許可申請書等に添付の配置図を確認し，現に保管を行っている場所を明示すること。
- 積替え保管場所の配置を変更する場合，新潟市で定める事前協議の対象になることがありますので，詳細は担当課へお問い合わせください。

③保管場所の掲示板の表記例

- 掲示板の「保管する産業廃棄物の種類」の欄に，水銀使用製品産業廃棄物であれば，ガラスくず，金属くず，汚泥といった性状を踏まえた産業廃棄物の種類に，水銀使用製品産業廃棄物が含まれる旨を追記すること。

④取扱う水銀使用製品産業廃棄物・水銀含有ばいじん等ごとの積替え保管計画

- 水銀使用製品産業廃棄物であれば，現に，積替え保管を行っているガラスくず，金属くず，汚泥といった性状の産業廃棄物の保管面積及び保管上限量を確認し，該当する産業廃棄物の種類に水銀使用製品産業廃棄物が含まれる旨を記載すること。
- 積替え保管面積及び保管上限量を変更する場合，新潟市で定める事前協議の対象になることがありますので，詳細は担当課へお問い合わせください。

⑤収集運搬及び積替え保管時に講ずる環境保全措置の概要

- 収集運搬について，破砕することのないような方法により，かつ，その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して，収集し，又は運搬することの対策を具体的に記載すること。
- 積替え保管について，通常の保管基準（飛散流出防止等）に加え，他の物と混合するおそれのないような保管方法を具体的に記載すること。

⑥水銀使用製品産業廃棄物・水銀含有ばいじん等を処理する施設の概要

- 水銀使用製品産業廃棄物であれば，現に，処分を行っているガラスくず，金属くず，汚泥といった性状の産業廃棄物の処理施設を確認し，「処理する産業廃棄物の種類及び処理能力」の欄に，水銀使用製品産業廃棄物が含まれる旨を記載すること。
- 「環境保全措置の概要」の欄に，水銀又はその化合物が大気中に飛散しないようにする措置を記載すること。また，水銀回収が義務付けられているものについては，具体的な水銀回収方法を記載すること。
- 水銀使用製品産業廃棄物や水銀含有ばいじん等を埋立処分する場合は，市様式第12号4面を記載し，不溶化・固型化の方法を記載すること。

⑦水銀使用製品産業廃棄物・水銀含有ばいじん等の保管計画

- 水銀使用製品産業廃棄物であれば，現に，処分を行っているガラスくず，金属くず，汚泥といった性状の産業廃棄物の保管計画を確認し，該当する産業廃棄物の種類に，水銀使用製品産業廃棄物が含まれる旨を記載すること。

⑧水銀使用製品産業廃棄物・水銀含有ばいじん等の処理施設配置図及び保管場所配置図

- 現に，設置している処理施設及び保管場所（上記⑥，⑦記載の処理施設及び保管場所）を明示した図面を添付すること。

⑨飛散防止又は水銀回収用付帯設備の写真

- 上記⑥，⑦において記載した環境保全措置を図るための付帯設備の写真（例：蛍光ランプ破砕時の集じん機や活性炭フィルターによる水銀吸着設備等）を添付すること。